



様式第4 (第5条関係)

令和 2 年 6 月 / 日

政治倫理基準違反審査請求書 (議員用)

新城市議会議長

新城市議会議員 山田 辰也 (代表者)
同 澤田 恵子
同 山口 洋一

新城市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定により、次のとおり審査を請求します。

審査の請求の対象となる議員の氏名	中西宏彰・村田康助・下江洋行・長田共永 柴田賢治郎
審査又は調査すべき事案の内容	新城市議会議員政治倫理条例第4条(1)に反する行為の有無 (新城市議会議員政治倫理条例第4条第1号)
審査を請求する理由	下記の理由において政治倫理条例第4条(1)に反すると判断し請求いたします。 1) 平成30年4月12・13日滋賀県大津で行われた第一回市町村議会議員特別セミナー参加において、交通手段が車利用の必要性の記述がないこと、研修会等に参加する場合は事前に議長へ書面で申し出ることなど、政務活動費の運用指針を守らなかったこと。

	<p>2) 研修会参加の交通手段が車であったことにより、まるで観光や遊びが目的のようなフェイスブックの書き込みが研修参加議員の一人からあり、市民に不信感を抱かせた行為。</p> <p>3) 車でいったにもかかわらず、5名もの議員が公共交通機関として交通費を受け取った行為についての疑義、及びその後収支報告が議会事務局のミスであるかのような責任転嫁の発言の不誠実。</p>
--	---

添付資料 政治倫理基準に違反する事実を証する資料

- 政務活動費の運用指針
- 政務活動費の収支報告（平成30年度）
- 研修日の参加議員のフェイスブック
- 他市の事例